

郡山市公共事業評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が実施する国庫補助及び国の交付金（以下「国庫補助等」という。）に係る公共事業について、次に掲げる評価等に関し必要な事項を定め、もって公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

- (1) 社会経済情勢等の変化に応じ、その必要性及び効果等を改めて検証し、事業の継続、見直し、休止又は中止について判断をすること（以下「再評価」という。）。
- (2) 事業完了後の事業の効果及び環境への影響等について確認し、必要に応じて適切な改善措置を検討すること並びにその検討の結果を同種事業の計画及び調査のあり方及び事業評価手法の見直しに反映させること（以下「事後評価」という。）。
- (3) 再評価又は事後評価の結果に基づく適切な対応方針の決定

(再評価を実施する事業)

第2条 再評価を実施する事業（以下「再評価事業」という。）は、市が事業主体として実施する国庫補助等に係る公共事業（維持管理に係る事業を除く。）のうち、主に国から再評価を求められている事業で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 事業採択前の準備又は計画段階にあって、調査費が初めて予算化されてから5年間が経過している事業
- (2) 事業採択から5年間を経過した時点で未着工の事業及び10年間継続の事業
- (3) 再評価実施後5年間（下水道事業にあっては10年間）を経過した時点で、継続している事業又は未着工の事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業の進捗状況、社会経済情勢等の変化により、市長が再評価の必要があると判断した事業

(再評価の時期)

第3条 再評価は、前条第1号から第3号までについては当該各号に規定する年数が到来する年の年度内に、前条第4号の事業については速やかに実施するものとする。

(再評価の視点)

第4条 再評価を行う際は、次に掲げる点に留意するものとする。

- (1) 再評価事業の進捗状況
- (2) 再評価事業を取り巻く社会経済状況等の変化
- (3) 再評価事業採択時の費用対効果の分析の要因の変化
- (4) コスト縮減、代替案立案等の可能性

(事後評価を実施する事業)

第5条 事後評価を実施する事業（以下「事後評価事業」という。）は、市が事業主体として実施する国庫補助等に係る公共事業等（維持管理に係る事業を除く。）のうち、主に国から事後評価を求められている事業で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 事業完了後5年以内の事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が事後評価の必要があると認める事業

(事後評価の時期)

第6条 次の各号に規定する事後評価事業の事後評価は、当該各号に定める時期に行うものとする。

- (1) 前条第1号に規定する事後評価事業 事後評価の対象となる年の年度内
- (2) 前条第2号に規定する事後評価事業 市長が定める期間内
(事後評価の視点)

第7条 第5条第1号に規定する事業完了後5年以内の事業の事後評価は、次に掲げる点に留意するものとする。

- (1) 費用対効果分析の算定基礎となった費用、施設の利用状況、事業期間その他の要因の変化
- (2) 効果の発現状況
- (3) 事後評価事業実施による環境の変化
- (4) 社会経済情勢の変化
- (5) 今後の事後評価の必要性
- (6) 改善措置の必要性
- (7) 同種事業の計画及び調査のあり方並びに事業評価手法の見直しの必要性

2 第5条第2号に規定する市長が事後評価の必要があると認める事業の事後評価を実施する際に留意する点は、市長が定める。

(公共事業評価委員会)

第8条 再評価事業及び事後評価事業のうち重点的な審議を要するものの再評価及び事後評価並びにその結果に基づく対応方針について調査審議するため、郡山市公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(公共事業審査会)

第9条 次条の規定による報告に基づき再評価及び事後評価を実施し、その結果に基づいて委員会に提出する対応方針案を作成するため、庁内組織として、郡山市公共事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、副市長、総務部長、政策開発部長、財務部長、農商工部長、建設構想部長、都市構想部長及び上下水道局長をもって組織する。

3 審査会の会長には郡山市副市長の事務分担等に関する規則（平成27年郡山市規則第29号）第2条に規定する政策開発部に属する事務を担当する副市長を、副会長には他の副市長をもって充てる。

4 会長は、審査会を代表し、会務を総理とする。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(再評価事業及び事後評価事業の報告)

第10条 公共事業を所管する部長は、再評価事業又は事後評価事業に該当する事業がある場合には、再評価又は事後評価の実施のために必要な資料を添えて、審査会に報告する。

(再評価及び事後評価を実施する事業の特例)

第11条 市以外の事業主体が実施する事業の再評価又は事後評価について、当該事業が市と密接な関連を有し、当該事業の実施主体の長からの依頼に基づき、市長が適当と認めるときには、第2条及び第5条の規定にかかわらず、当該事業に関する委員会の意見を求めることができるものとする。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、政策開発部未来創造課において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めがあるもののほか、公共事業の再評価及び事後評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

郡山市公共事業審査会

会 長	菅 野 副 市 長
副会長	村 上 副 市 長
委 員	総 務 部 長
	政策開発部長
	財 務 部 長
	農 林 部 長
	建 設 部 長
	都市構想部長
	上下水道局長